

## 【国土・環境委員会】

### (1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件（衆議院継続）であり、可決した。

また、本委員会付託の請願2種類7件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

地球温暖化の防止は人類共通の課題であることから、平成4年5月「気候変動に関する国際連合枠組条約」が、さらに同条約に基づいて平成9年12月には、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減についての法的拘束力ある数値目標等を定めた「京都議定書」が採択された。これにより我が国は、平成2年を基準として平成20年から24年までの温室効果ガスの排出量の年平均値を6%削減するものとされたところである。地球温暖化対策の推進に関する法律案は、この「京都議定書」に対応するための総合的制度のうち、今日の段階で実施可能なものについては直ちに制度化すべきとの中央環境審議会の中間答申を踏まえ提出されたものであり、地球温暖化対策の推進を図るため、政府において地球温暖化対策に関する基本方針を定め、政府及び地方公共団体において当該基本方針に即した自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための計画を策定するとともに、これに基づく措置の実施状況の公表を行うことを義務付け、併せて事業者及び国民に対して、地球温暖化の防止のために努力すべき目標を明らかにする等の措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、目的、市町村の実行計画等について修正が行われた。

委員会においては、参考人からの意見を聴取するとともに、京都議定書の温室効果ガス削減目標の達成方策、事業者への計画策定の義務づけ、地球温暖化防止行動計画と道路整備の関係、COP4に向けた取組等について質疑の後、緒方理事（共産）より、温室効果ガスの排出の削減等地球温暖化対策に関する基本方針の策定等を内容とする修正案が提出されたが、修正案は否決し、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議を付した。

#### 〔国政調査等〕

9月10日、関谷建設大臣から建設行政の基本施策について、柳沢国土庁長官から国土行政の基本施策について、井上北海道開発庁長官から北海道開発行政の基本施策について、真鍋環境庁長官から環境行政の基本施策についてそれぞれ所信を聴取した。

同月29日、政府委員及び厚生省当局からダイオキシン対策に関する件について報告を聴いた後、ダイオキシン対策及び環境行政の基本施策について質疑を行い、廃棄物の焼却施設の実情、豊能郡美化センターの高濃度汚染のメカニズム、同センターの土壌汚染の実態と原因究明についての政府の姿勢、ごみ焼却処理施設建設に関する入札談合、米軍厚木基地内の米軍住宅地域の環境汚染対策、環境ホルモンに関する対策及び予算措置、鳥島射爆撃場における劣化ウラン含有弾頭使用に関する環境調査の結果等が取り上げられた。

また、10月1日、建設行政の基本施策、国土行政の基本施策、北海道開発行政の基本施策について質疑を行い、住宅着工の現状と建設を促進するための方策、国道の管理権限の地方自治体への委譲、京都議定書6条の共同実施及び12条のクリーン開発メカニズムの内容、住都公団の分譲住宅の値下げ販売、高知県の水害被害についての対策、磐梯朝日国立公園の登山道整備と自然破壊、新潟県の集中豪雨災害に関する激甚災害指定の作業状況、苫小牧東部地域開発の今後の方針、那覇防衛施設局による不服審査請求事件についての審査状況等が取り上げられた。

## (2) 委員会経過

### ○平成10年8月11日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 国土整備及び環境保全等に関する調査を行うことを決定した。

### ○平成10年9月10日（木）（第2回）

- 建設行政の基本施策に関する件について関谷建設大臣から、  
国土行政の基本施策に関する件について柳沢国土庁長官から、  
北海道開発行政の基本施策に関する件について井上北海道開発庁長官から、  
環境行政の基本施策に関する件について真鍋環境庁長官からそれぞれ所信を聴いた。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律案（第142回国会閣法第111号）（衆議院送付）について真鍋環境庁長官から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員佐藤謙一郎君から説明を聴いた。

### ○平成10年9月17日（木）（第3回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律案（第142回国会閣法第111号）（衆議院送付）について真鍋環境庁長官、政府委員、環境庁及び通商産業省当局に対し質疑を行った。
- また、同法律案について参考人の出席を求めるなどを決定した。

### ○平成10年9月22日（火）（第4回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律案（第142回国会閣法第111号）（衆議院送付）について参考人中央環境審議会企画政策部会長・上智大学法学部教授森嶌昭夫君、京都大学経済研究所所長佐和隆光君、環境総合研究所所長・環境行政改革フォーラム代表幹事青山貞一君及び元気象庁気象研究所研究室長増田善信君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

### ○平成10年9月24日（木）（第5回）

- 地球温暖化対策の推進に関する法律案（第142回国会閣法第111号）（衆議院送付）に

について真鍋環境庁長官、政府委員、環境庁、林野庁、文部省、通商産業省、資源エネルギー庁及び外務省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

#### ○平成10年9月29日（火）（第6回）

- ダイオキシン対策に関する件について政府委員及び厚生省当局から報告を聴いた。
- ダイオキシン対策に関する件及び環境行政の基本施策に関する件について真鍋環境庁長官、宮下厚生大臣、政府委員、厚生省、環境庁、文部省、外務省及び科学技術庁当局に対し質疑を行った。

#### ○平成10年10月1日（木）（第7回）

- 参考人の出席を求める決定した。
- 建設行政の基本施策に関する件、国土行政の基本施策に関する件及び北海道開発行政の基本施策に関する件について関谷建設大臣、井上北海道開発庁長官、真鍋環境庁長官、柳沢国土庁長官、政府委員、建設省、環境庁、会計検査院、林野庁当局、参考人住宅・都市整備公団理事今泉浩紀君及び日本道路公団総裁緒方信一郎君に対し質疑を行った。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律案**（第142回国会閣法第111号）（衆議院送付）を可決した。  
(第142回国会閣法第111号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連  
反対会派 なし  
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

#### ○平成10年10月16日（金）（第8回）

- 請願第119号外6件を審査した。
- 国土整備及び環境保全等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 成立議案の要旨・附帯決議

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律案（第142回国会閣法第111号）

##### 【要旨】

本法律案は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、その防止が人類共通の課題となっていることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 1 各主体の責務

国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれが地球温暖化防止のために取組を行う責

務を定める。

## 2 基本方針並びに政府の事務及び事業に関する実行計画等

政府は、地球温暖化対策に関する基本方針を閣議決定をもって策定するものとし、基本方針においては次に掲げる事項について定めるものとする。

### (1) 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

(2) 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講すべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項

(3) 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画に関する事項

(4) 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項

## 3 地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等

都道府県は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（以下「実行計画」という。）を定め、それを公表し、また、措置の実施の状況について公表するものとする。市町村は、その事務及び事業に関し、実行計画を策定するよう努めるものとする。

## 4 事業者の事業活動に関する計画等

温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者は、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定し、これを公表するように努めるとともに、講じた措置の実施の状況の公表に努めなければならないものとする。

## 5 地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化防止活動推進センター

国民の日常生活において発生する温室効果ガスの排出の抑制等を促進するため、都道府県知事は、地球温暖化防止活動推進員を委嘱すること、国及び都道府県は地球温暖化防止活動推進センターを指定することができるものとする。

## 6 その他

政府による我が国の毎年の温室効果ガスの総排出量の公表、温室効果ガスの排出の抑制等に資する施策の実施に関して関係行政機関の長に対する環境庁長官による協力要請、必要な罰則等に関し、所要の規定を設ける。

## 7 施行期日

この法律は、公布日から6月以内に施行するものとする。ただし、各主体の責務に関する規定等は公布日から施行するものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、目的規定に「気候変動に関する国際連合枠組条約及び気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議の経過を踏まえ、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととなる水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止すること」及び「すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であること」を追加するとともに、3について、市町村も、都道府県と同じく、その事務及び事業に関し、実行計画を策定するものとする旨の修正が行われた。

## 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾な

きを期すべきである。

- 1 京都議定書で定められた我が国の温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けては、排出量取引等の国際的制度は目標達成に当たって補完的なものであるとされていることに留意し、また、過大な吸収量を見込むことは温室効果ガスの排出削減努力を損なうおそれがあるとの指摘があることを踏まえ、本法を始め国内における温室効果ガスの排出削減対策の整備・推進に力を傾注していくこと。
  - 2 地球温暖化対策に関する基本方針については、地球温暖化防止行動計画についてなされている様々な指摘を踏まえ、各主体が真に削減効果の上がる対策を講ずることとなるように、国民の意見を広く聞きながら、その内容を厳密に定めること。
  - 3 温室効果ガスの排出削減のためには事業者の果たすべき役割が大きいことにかんがみ、その事業活動に関する計画の策定・公表が促進されるよう積極的な支援を行うとともに、計画の実施状況についての把握に努めること。
  - 4 国民一人ひとりの温室効果ガスの排出削減努力を促していくため、京都議定書及び本法の趣旨の周知徹底、普及・啓発等の一層の推進を図るとともに、製品についてその利用に伴って排出される温室効果ガスの排出量など各般にわたる情報の収集・公表に努めること。
  - 5 全国及び都道府県地球温暖化防止活動推進センターについては、国民・住民の協力・参加を求めて運営されるよう必要な措置を講ずること。
  - 6 京都議定書の早期発効に向けて積極的なイニシアティブを發揮するとともに、吸収量の取り扱いや排出量取引等の国際的取組に関するルールづくりに当たっては、これらが各国の温室効果ガスの排出削減措置の「抜け道」とならないよう、その国際的な交渉にリーダーシップを發揮すること。
  - 7 京都議定書の実施に対応した温室効果ガスの排出削減ができる法制度を早急に構築すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

※は提出時の先議院